

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和元年11月29日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900188号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900065号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年7月27日から平成2年5月26日まで  
A社に勤務していた期間について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっているため、正しい標準報酬月額に記録を訂正して年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額の記録訂正に当たっては、請求期間に係る各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認し、それらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求者から提出されたA社に係る雇用保険の受給証明書によると、離職時賃金日額が9,844円と記載されていることから、離職時前6か月間の1か月あたりの賃金総額は29万5,320円であったことが推認できる。

また、A社の同僚から提出された昭和62年10月分から平成2年5月分までの期間の給料支払明細書によると、当該同僚は、同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受けていたことが確認できること及び上述の離職時賃金額より、当該期間において、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受けていたことがうかがえる。

しかしながら、i) 上述の同僚の給料支払明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できること、ii) B社は当時の資料を廃棄している旨回答し

ていること、iii) 課税庁においても課税資料は保管されておらず、請求者も給料支払明細書等の資料を所持していないことから、請求期間に事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額の確認又は推認ができない。

さらに、A社の請求期間における同僚の標準報酬月額を確認しても、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえず、請求期間の標準報酬月額が、遡って訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1900224 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1900066 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 27 年 3 月 26 日から昭和 28 年 10 月 11 日まで

A 社に勤務した期間について、過去に厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、認められなかった。同社には中学 3 年 3 学期の時に入社試験に合格し、入社式当日から勤務したので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間に係る訂正請求については、過去の審議において、B 社から提出された従業員雇入者名簿の写し及び同僚の陳述により、請求者が昭和 27 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたことが推認できるものの、i) 請求者が同期入社として名前を挙げた同僚二人を含む上述の従業員雇入者名簿において、試用開始年月日が昭和 27 年 4 月 1 日と記録されている同僚 12 人に係る厚生年金保険被保険者名簿の資格取得年月日を確認したところ、全員が 2 年 5 か月後の昭和 29 年 9 月 1 日と記録されていること、ii) 請求者から提出された同僚二人の年金手帳の写しには、厚生年金保険の初めて被保険者となった日が「昭和 29 年 9 月 1 日」と記載されていること、iii) 昭和 27 年 3 月に中学を卒業し、同年 4 月 1 日付けで A 社に入社した複数の同僚は、当時、中学を卒業して入社した者は、全員が臨時工として採用され、自身も昭和 29 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得するまで厚生年金保険の記録がない旨陳述しており、請求期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかった状況が認められることなどから、平成 27 年 7 月 24 日付け、平成 28 年 7 月 8 日付け及び平成 30 年 10 月 29 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、A社には入社式当日から勤務していた旨強く主張し、記憶している同僚の名前を挙げ、再度、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、過去の調査において、請求者が名前を挙げた同僚は、臨時工であった期間は厚生年金保険料が給与から控除されていなかったと思われる旨陳述している上、今回、請求者が名前を挙げた同僚には新たな同僚は含まれておらず、再度、調査しても、請求者のA社における請求期間に係る厚生年金保険料の控除を裏付ける事情はなく、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、再度、検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900173号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900067号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和35年7月1日から昭和36年9月11日まで  
② 昭和50年9月1日から同年10月1日まで  
③ 昭和59年3月1日から同年4月2日まで

請求期間①について、F事業所に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の記録がない。

請求期間②については、C社に昭和50年9月1日に入社したにもかかわらず厚生年金保険の資格取得日が昭和50年10月1日となっている。

請求期間③については、E社に昭和59年3月1日に入社したにもかかわらず厚生年金保険の資格取得日が昭和59年4月2日となっている。

請求期間①、②及び③について、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、G市H町にあったF事業所でI業務を行っていた旨陳述しているところ、電話番号簿(昭和35年版)、住宅明細地図(昭和36年版)、商業登記簿謄本及び厚生年金保険被保険者名簿により、請求者が記憶する所在地にF事業所と事業所名が類似するA社があったことが確認できる。

また、A社の請求期間①当時の事務担当者は、同社の相談役がI業務を行っていた旨陳述していることから、請求者が同業務に従事していたことはいかようにも推察される。

しかしながら、上述の事務担当者は、I業務はA社の相談役が会社とは別に個

人的に行っていた業務だったので同業務に従事していた者は、同社の社員ではなかった旨陳述している。

また、上述の相談役と思われる者は、既に死亡している上、B社及び請求者は、請求期間①当時の資料を保管していない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、I業務に従事していた同僚の名前を記憶しているものの、当該同僚についても、請求期間①においてA社に係る厚生年金保険の記録は確認できない。

請求期間②について、D社及び当時の事業主は、当該期間に係る資料を保管していない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間②当時の給与明細書等の資料を保管していない上、C社の同僚に照会を行ったが、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述及び回答は得られなかった。

さらに、請求者のC社に係る雇用保険記録の資格取得年月日（昭和50年10月1日）は、オンライン記録の資格取得年月日と一致している。

請求期間③について、雇用保険記録の資格取得年月日（昭和59年3月1日）により、請求者が当該期間にE社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者は、E社J営業所で勤務していた旨陳述しているところ、請求期間③当時の社会保険事務担当者は、本社があったK県以外で勤務していると入社と同時に厚生年金保険の手続きができないことがあった旨陳述している。

また、E社は、請求期間③に係る資料の保管をしていない旨陳述している上、請求者も当該期間に係る給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から③までに係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900205号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900068号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年から昭和58年まで

請求期間の一部の期間について、A事業所に勤務していたが厚生年金保険の記録がない。厚生年金保険に加入していたはずなので、年金の給付に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録及びA事業所の事業主の妻の陳述によると、請求者は、請求期間のうち、昭和46年4月1日から昭和50年12月31日までの期間についてA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、医療事業を行い、常時5人以上の従業員を使用する事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所であるところ、事業主の妻は、多くて4名の従業員を使用していた旨の陳述をしており、A事業所は強制適用事業所ではなかったことが推認される上、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないことから、請求期間におけるA事業所の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、事業主の妻は、当時の資料は保管がない旨陳述していることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。